

令和8年度鹿嶋市地域ブランド商品開発等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国で選ばれる地場産品の新規開発または既存商品の改良、拡大生産を支援し、地場産品のブランディングを推進するとともに、地域産業の振興及び地域経済の活性化に資するため、予算の範囲内において、令和8年度鹿嶋市地域ブランド商品開発等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、鹿嶋市補助金等交付規則（平成14年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域ブランド商品開発事業

補助金を活用し、全国で選ばれる地場産品の新規開発または既存商品の改良・拡大生産に係る事業をいう。

(2) 地場産品等

市内で生産された農水産物やその加工品、市内で加工・生産・製造する製品、市内で体験する体験型商品又はサービス等をいう。

(3) ECサイト

インターネット上で商品やサービスを販売するウェブサイト（オンラインショップ）で、複数の店舗が1つのサイトに掲載する「モール型」、法人・個人等が独自に立ち上げたオリジナルのオンラインショップ「自社EC型」及び情報を一元化して掲載する「ポータルサイト型」等をいう。

(4) 鹿嶋市地域ブランド商品開発等補助金補助事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）

補助事業者の公募を行うにあたり、審査及び選考を行う委員会をいう。

(5) クラウドファンディング

特定のプロジェクトに対してインターネット上で資金を募る仕組みをいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる者及び地場産品等は、第8条に規定する選考委員会でプレゼンテーション等を行い、審査及び選考を受け、その評価点の平均が選考委員会で定める基準点を超過していること。

2 補助金の申請対象となる者は、前項の規定を満たし、かつ次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1) 前条第2号に該当する地場産品等の生産・製造又は販売等を行う、次のいずれかに該当する者

ア 個人事業主

イ 法人

ウ 複数の個人事業主や法人で構成する事業体等（以下「共同事業体」という。）

(2) 市税（市民税，固定資産税，軽自動車税等）に滞納がないこと。

(3) 鹿嶋市暴力団排除条例（平成24年条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと及び代表者又は役員が同条第2号及び第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。

(4) 風俗営業等の規制対象事業者でないこと。

(5) 補助金を活用し新規開発・改良・拡大生産された地場産品等を，継続的に3年以上提供または販売し，かつ毎月の販売数量を報告することを誓約できること。

(6) 国・県・市その他の公的機関から同一事業について補助金等を受けていないこと。ただし，市長が認める場合を除く。

(7) その他市長が必要と認めるもの

（補助対象区分）

第4条 補助の対象となる地場産品等の区分は，次のとおりとする。

(1) 拡大生産型

全国で選ばれる地場産品等の拡大生産をするため，次のいずれにも該当する地場産品等を対象とする。

ア 前年度において，ECサイト及び店舗等で一定の販売実績を有していること

イ 急激な需要の高まりや繁忙期の受注増加にも対応できるよう，供給体制を拡充させる取り組みであること

(2) 新規開発型

新たに開発または既存商品を改良する地場産品等で，次のいずれかに該当するものを対象とする。

ア 現在，全国的に需要・人気のある商品又は全国的な需要・人気が高まり始めている商品を，生産・製造等する取り組みであること

イ 斬新なアイデア又は市場調査の結果で，今後，全国的な需要・人気が見込まれる商品を生産・製造等する取り組みであること

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は地域ブランド商品開発事業に直接必要な経費とし，補助事業の対象区分，申請時期，対象経費，補助率及び補助額の上限は，別表1に定めるとおりとする。

2 市長は，補助事業の性質上特に必要があると認めるときは，前項の補助対象経費のうち，この告示の適用の日から補助金の交付決定の日の前日までに発注，契約，実施又は支払いをした経費であって，当該補助事業に直接必要なものを補助対象経費とすることができる。

（補助事業の選考申請）

第6条 選考委員会の審査及び選考を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、市が指定する期限までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業者選考申請書（様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第1号その1）
 - (3) 収支予算書（様式第1号その2）
 - (4) 補助事業経費内訳書（様式第1号その3）
 - (5) 補助事業資金計画書（様式第1号その4）
 - (6) 補助事業に係る経費の見積書の写し
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （選考結果の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、第8条に掲げる選考委員会においてその内容を審査し、補助事業者選考結果通知書（様式第2号）により、応募者に選考結果を通知するものとする。

（選考委員会の設置）

第8条 前条の審査及び選考を行うため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会における選考基準は別表2のとおりとする。
- 3 応募者は、選考委員会において地場産品等のプレゼンテーション等を行う。
- 4 選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（新規開発型事業とクラウドファンディングの連携）

第9条 第4条第2号に規定する新規開発型として選考を通過した者（以下「選考通過者」という。）は、次の各号のとおり市と協力してクラウドファンディングプロジェクトを立ち上げるものとする。

- (1) 実施するウェブサイトは市と選考通過者が協議の上、決定する。
- (2) 実施期間は原則90日間とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
 - ア 実施期間中に年度が変わるとき。
 - イ その他、市長が必要と認めるとき。
- (3) 目標金額は原則として100万円以上とする。ただし、実施期間内に目標達成した場合は、次の目標金額を別途設定することができる。なお、その目標金額は市と選考通過者が協議の上、決定する。
- (4) 選考通過者は市の求めに応じて写真や資料などを提供すること
- (5) その他、記載のない事項は、市と選考通過者の協議をもって決める。

（補助金の交付申請）

第10条 補助金の交付申請をする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。なお、第2号から第7号までに掲げる書類については、第6条の規定に基づき提出した書類に代えることができる。

- (1) 補助金交付申請書（様式第3号）

- (2) 事業計画書（様式第1号その1）
 - (3) 収支予算書（様式第1号その2）
 - (4) 補助事業経費内訳書（様式第1号その3）
 - (5) 補助事業資金計画書（様式第1号その4）
 - (6) 補助事業に係る経費の見積書の写し
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定等の通知）

第11条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 規則第9条第3項の補助金等交付申請却下通知書は、様式第4号その1とする。
（申請の取下げ期日）

第12条 規則第11条第1項の市長が別に定める期日は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

（補助事業の計画変更）

第13条 申請者は、補助金の交付の決定後、補助対象事業について、その内容を変更しようとする場合は、補助事業等計画変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の申請の額に変更を伴わないもののうち、資金計画書における経費の配分の流用において、流用先の経費の3割に相当する額以内の経費の配分の変更については、この限りでない。

2 市長は、規則第12条第1項の規定による補助事業計画変更申請を承認したときは、補助事業等計画変更承認通知書（様式第6号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第14条 規則第12条第2項の補助事業中止（廃止）届出書は、様式第7号とする。

2 市長は、規則第12条第2項の承認をしたときは、補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第8号）により、当該届出をした者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないことが明らかなきとき、又はその執行が困難になったときは、速やかに書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査等への協力）

第15条 補助事業者は、市長が補助事業に関して報告を求めたとき、又は帳簿書類その他の調査をするときは、積極的に協力しなければならない。

（概算払）

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、補助金の交付を決定した額の10分の9に相当する金額を限度に概算払をすることができる。

2 前項の概算払を受けようとする者は、概算払申請書（様式第9号）を市長に提出

しなければならない。

3 市長は、補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第21条第2項の規定により、その額の返還を補助金返還通知書（様式第10号）により、概算払を受けた者に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた者は、その通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに市長に返還しなければならない。

（実績報告）

第17条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業が完了した場合は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）実績報告書（様式第11号）

（2）事業の概要及び成果書（様式第11号その1）

（3）収支決算書（様式第11号その2）

（4）補助事業決算内訳書（様式第11号その3）

（5）補助対象経費の支払が確認できる書類

（6）成果品等の写真

（7）その他、市長が特に必要があると認める書類

2 補助金の概算払を受けた者は、実績報告書を提出する際に、概算払精算書（様式第12号）を併せて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第18条 市長は、補助金の額が確定したときは、補助金確定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付された補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）規則第19条第1項各号のいずれかに該当するとき。

（2）地場産品等としての販売等が3年に満たなかったとき。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

ア 災害により事業を継続できない場合

イ 疾病により事業を継続できない場合

ウ 倒産など、事業の継続が明らかに難しいと判断できる場合

エ その他、補助事業者の責めに帰さない事由による場合など、やむを得ない事由があると認められる場合

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により、補助事業者に通知するものとする。

（請求書）

第20条 規則第20条第2項の請求書は、様式第15号とする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 1 (第 5 条関係)

区分	補助金の申請時期	対象経費	補助件数の上限	補助率及び補助限度額
拡大生産型	選考委員会の審査及び選考を通過後	<ul style="list-style-type: none"> ●生産設備等の設置・購入費(拡大生産に直接必要なもの) ●その他, 市長が認めるもの 	2 件	1 補助率 補助対象経費の 2 分の 1 2 補助限度額 1 5 0 万円/件
新規開発型	選考委員会の審査及び選考を通過し, かつクラウドファンディングの実施後	上記に加え, <ul style="list-style-type: none"> ●原材料費 ●試作費 ●加工・製造委託費 ●設計・企画費 ●パッケージ・ラベル制作費 ●商品撮影費 ●認証・登録費(食品表示, 衛生管理等) ●その他, 市長が認めるもの 	4 件	1 補助率 補助対象経費の 4 分の 3 2 補助限度額 クラウドファンディングにより集めた額の 2 分の 1 又は 5 0 万円/件のいずれか低いほうを上限とする。

備考

- 1 補助期間は, いずれも令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。
- 2 補助額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じたときは, これを切り捨てるものとする。

別表2（第8条関係）

評価項目/ 配点	小項目	配点	基準	評価（4段階）
地場産品等 の市場ニーズと競争力 (28点)	全国的な需要	8点	全国での人気・需要があるか。また、その根拠が明確か(販売実績, ランキング, 口コミ等)	8 / 5 / 2 / 1
	類似商品・サービス等と比較した優位性	13点	全国で人気の商品と比較した際の優位性（金額, 内容量, 品質, 規格, バリエーション, 使いやすさ, 見た目, レビュー等）はあるか。 なお, 類似する競合がない新規商品の場合は, 斬新なアイデア又は市場調査の結果が示されているか。また, 今後, 全国的な需要・人気が見込まれる理由は示されているか。	13 / 8 / 4 / 1
	季節性・話題性・購入者の目線	7点	利用シーン等を想定しているか(旬, 限定, 健康志向, 簡便調理, 大容量需要など)	7 / 4 / 2 / 1
供給体制・ 需要変動への 対応力 (25点)	年間提供可能数量の確保・繁忙期対応力	10点	生産体制を拡充し, 繁忙期等の受注にも早期の出荷ができるか。	10 / 6 / 3 / 1
	増産・追加供給体制	10点	一定の在庫の確保と, 需要増に応じることのできる原材料の調達・増産体制の整備	10 / 6 / 3 / 1
	受注～発送のスケジュール	5点	繁忙期の受注～発送のスケジュールは明確で根拠もあるか。	5 / 3 / 2 / 1

商品化の実現性・将来性 (25点)	商品化までの計画が具体的か	10点	試作, デザイン, 撮影, 販売, 地方発送開始まで明確か。	10 / 6 / 3 / 1
	商品の将来性が見込めるか	8点	競争力及び配送に至るまで, 将来性が見込めるか。	8 / 5 / 2 / 1
	必要な許認可・表示が確実にできるか	7点	食品表示, 営業許可などの許認可	7 / 4 / 2 / 1
その他 (22点)	応援・共感性	7点	応援・共感できるストーリーがあるか。	7 / 4 / 2 / 1
	商品の分かりやすさ, 写真映え	5点	価値(美味しさ・魅力など)を伝える写真やセールスポイントが明確か。 ウェブサイト上で目に留まりやすいか。	5 / 3 / 2 / 1
	リピート購入に向けた施策	5点	リピート購入しやすいポイントはあるか。	5 / 3 / 2 / 1
	SNSを利用した宣伝PR, レビュー獲得の施策	5点	類似商品と比較して満足感, 驚き, 使いやすさ等をレビューしやすいか。	5 / 3 / 2 / 1

加 点 (10点)	共同事業体としての商品力や供給力の優位性		共同事業体としての申請であるか。また, 共同することで商品力や供給力の優位性が見込めるか。その根拠は明確か。	10 / 6 / 3 / 0
-----------------	----------------------	--	--	----------------